

糸満市観光文化振興事業施設使用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、糸満市の観光並びに文化芸術の振興及び発展（以下「観光文化振興等」という。）に寄与すると認められる団体又は個人が実施するイベント等の事業を支援し、市の観光及び文化芸術の振興を図ることを目的として交付する糸満市観光文化振興事業施設使用料補助金（以下「補助金」という。）について、糸満市補助金等交付規則（昭和54年糸満市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 糸満市の観光文化振興等に寄与する法人その他の団体又は個人であること。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園並びにこれらの設置者を除く。
- (2) 次条に規定する観光及び文化芸術振興事業に対する会計経理が明確であること。
- (3) 次条に規定する観光及び文化芸術振興事業を完遂できる見込みがあること。
- (4) 同一会計年度内において、当該補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる観光及び文化芸術振興事業（以下「補助対象事業」という。）は、糸満市観光文化交流拠点施設大ホール及び交流ロビーを使用した事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) 市の観光振興を目的に、市の後援若しくは共催の承認を受けて実施されるイベント等の催物又は市の文化芸術の振興を目的に実施される公演、発表会、展示会、講演会等の催物で、当該催物に係る事業計画が明確であり、その内容が次のアからサまでのいずれにも該当しないもの
 - ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの
 - イ 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれのあるもの
 - ウ 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助長し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有するもの
 - エ 糸満市暴力団排除条例（平成23年糸満市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与するもの
 - オ 営利又は商業的な宣伝を目的とするもの
 - カ チャリティー活動を主たる目的とするもの
 - キ 事業の対象が、特定の人又は地域に限定されているもの
 - ク 市が実施する他の補助金等の交付を受ける事業

ケ 練習に該当するもの（公演又は発表の日以前に行う練習又は仕込みを除く。）

コ 市が財源を拠出している団体の補助金等の交付を受ける事業

サ その他の事業で、市長が第1条の趣旨に照らし不相当と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、観光文化振興等に資する事業であると市長が特に認めるもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 文化芸術の振興を目的に実施される公演又は発表等の日の大ホール及び交流ロビーの使用料（附属設備使用料及び空調設備使用料を含む。）

(2) 文化芸術の振興を目的に実施される公演又は発表等の日以前に行われる練習又は仕込みを行う場合の大ホール及び交流ロビーの使用料（附属設備使用料及び空調設備使用料を含む。）の2分の1の額

(3) 観光振興を目的に実施されるイベント等の催物の大ホール及び交流ロビーの使用料（附属設備使用料及び空調設備使用料を含む。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助率及び補助金の限度額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業の収入額に前項で算出した額を加えた額が、当該事業の支出額を超える場合には、その超える額を除いた額を補助金として交付するものとする。

（補助金の申請）

第6条 当該補助金を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則として補助対象事業の実施日の1箇月前までに、糸満市観光文化振興事業施設使用料補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 個人・団体概要（様式第3号）

(3) 収支予算書（様式第4号）

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止するときは、糸満市観光文化振興事業施設使用料補助事業（変更・中止）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、その内容

を適当と認めるときは申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了後1箇月以内に糸満市観光文化振興事業施設使用料補助事業実績報告書(様式第6号)及び収支決算書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、これを審査し、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、糸満市観光文化振興事業施設使用料補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、速やかに糸満市観光文化振興事業施設使用料補助金交付請求書(様式第9号)により市長に補助金の交付請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金の交付手続を行うものとする。

(交付の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第6条及び第9条の規定により提出した補助金交付申請書等の記載に錯誤があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

対象事業	補助率	限度額
市内に主たる活動の本拠を置く法人その他の団体又は個人が行う事業	補助対象経費の50%以内	10万円
市内に主たる活動の本拠を置かない法人その他の団体又は個人が行う事業	補助対象経費の50%以内	5万円